

「自分らしく、ニコット笑顔で生きる」を看護師が全力でサポートします



どんなことができるの？

住み慣れた環境で、利用者様ご家族様が笑顔で生活できるように、医療面から全力でサポートします。

そして、安心して相談できるステーションを目指しています。

病状の観察

病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍などのチェックを行い、異常の早期発見・対応をします。



認知症のケア

服薬やコミュニケーション、事故防止など、介護の相談・対応方法の助言などをします。



ご家族様等への介護支援・相談

ご家族への介護状況や健康状態に配慮し、生活全体を考えた介護指導・精神的な支援を行います。また、ケアマネジャーやサービス事業者、病院、行政等と連携をとり、適切な医療・福祉制度をスムーズに利用できるよう支援します。

療養上のお世話

身体の清拭、洗髪、足浴、入浴介助、食事や排泄などの介助・指導を行います。



ターミナルケア

がん末期や人生の終末期を、住み慣れた場で過ごせるよう、症状の緩和や心のケアに配慮し、看取りのお手伝いも行います。

医師の指示による医療処置・医療機器の管理

点滴、カテーテル管理(胃瘻、膀胱、留置カテーテル等)など、主治医の指示に基づく医療処置を行います。在宅酸素、人口呼吸器などの管理をします。

床ずれ予防・処置

床ずれ予防の工夫や指導、床ずれの手当てを行います。



介護予防・リハビリテーション

寝たきりの予防や、日常生活動作・呼吸・嚥下機能の回復などを旨としたリハビリを行います。

ご利用について

訪問看護の利用を検討

必ず主治医の指示書が必要となります。
かかりつけ医、またはケアマネジャーにご相談ください。

かかりつけ医がない場合は
直接ご相談ください

訪問看護は、医療保険や介護保険で受けることができます。▶ 主治医による指示書の発行

医療保険

下記に該当された方が対象です

- ・40歳以下
- ・厚生労働大臣が定める疾病
- ・介護保険非該当

サービス利用料は加入保険の負担金割合(1~3割)により、算定します。一定時間を超えるサービス、休日や時間外サービスによる差額、交通費は自己負担となります。

介護保険

下記に該当された方が対象です

- ・要支援 1~2
- ・要介護 1~5

サービス利用料は基本利用料の1割又は2割(負担割合証による)額となります。支給限度額を超えて介護保険サービスを利用した分については、自己負担となります。

訪問看護ステーションと契約

訪問看護契約に基づき
サービスを開始



ニコットナース

訪問看護

〒371-0018 群馬県前橋市三俣町3-30-3 NFビル 3F

tel 027-230-8061 fax 027-230-8051

<http://nicottfamily.com/>

介護保険事業所番号 1060190491
訪問看護ステーションコード 019,049.1